

いばらきシルバー交通安全情報 ネットワーク協議会回覧板(9月号)



令和8年9月1日から

生活道路における自動車の法定速度が

引き下げられます。

60
km/h

30
km/h

中央線・中央分離帯等がない道路 (=生活道路)

改正

主に地域住民の日常生活に利用されるような、中央線などがない道路のことをいいます。

(山間部や集落外における最高速度規制がされていない道路を含みます)



法定最高速度

30
km/h

変更無し

・中央線・中央分離帯等がある道路

法定最高速度
60
km/h

・最高速度の指定がある道路

標識等で最高速度の指定あり

指定最高速度

例



詳しくはこちら↓



【県警ホームページ】
法定速度引き下げ
について

秋の全国交通安全運動

運動期間
9/21～9/30

1

歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進



横断歩道は歩行者優先



反射材用品の着用

2

夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶



ライト点灯目安時間
『17:00』



ながらスマホと
飲酒運転等の根絶

3

自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールを理解・遵守の徹底



交通ルールの理解